

住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査結果（概要）

－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－

！ 調査の背景

〔通知日：令和7年3月28日 通知先：国土交通省、厚生労働省〕

- 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者等）の賃貸住宅への円滑な入居に向け、**入居前の相談対応から入居中や退去時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図るため、令和6年に「住宅セーフティネット法」が改正され、国土交通省の所管から同省及び厚生労働省の共管に変更**
- 改正法では、都道府県・市区町村における居住支援協議会の設立の努力義務化など、**住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備**の推進が規定
- 国土交通省及び厚生労働省は改正法の施行に向け、**地方公共団体の居住支援の取組を支援するための方策**について検討中であり、その検討に資するため市区町村等における取組の実態を調査

【住宅確保要配慮者】



📄 主な調査結果

- ① 協議会設立について未検討の市が多数あり（48市のうち30市）。**協議会の設立手順や都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担の提示※、類似の会議体が既に存在することから既存の会議体の活用を望む意見あり**
※ 調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供し、当該結果も踏まえ国土交通省において「居住支援協議会設立の手引き」を改訂（令和7年3月19日）
- ② **住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なる事例が散見。適切な連携がなされず支援が遅れたと考えられる事例あり**
 - ・ 住宅部局は公営住宅により対応可能と認識している一方、福祉部局は公営住宅に加えて民間賃貸住宅の確保が必要と認識している事例
 - ・ 公営住宅の空き住戸の活用について、福祉部局が公営住宅の目的外使用を要望したが、例外措置であるなどと考える住宅部局に断られた事例
 - ・ 認知機能の低下を示す言動がみられた単身高齢者に接する住宅部局が、福祉部局へのつなぎを速やかに実施できなかった事例
- ③ 居住支援法人の活動等に対する理解不足から**市区町村との関係構築に苦慮しているとする法人あり（45法人のうち9法人）**。都道府県が居住支援法人の指定事務等により把握している**法人の情報について、都道府県から市区町村への提供を希望する法人及び市が多数あり（45法人のうち35法人。48市のうち18市）**

👉 当省の意見

- ① **協議会の設立手順等の周知徹底に加え、既存会議体を活用した設立・運営が可能である旨を明確化し、市区町村に提示すること**
- ② **市区町村の各部局が共有可能な情報の例やこれを利用して実施することが期待される取組例を市区町村に提示すること**
- ③ **居住支援法人に関する情報を市区町村に提供するように都道府県に促すこと**

💡 期待される効果

住宅部局と福祉部局が連携した居住支援の検討・実施

市区町村と居住支援法人の連携強化

住宅確保要配慮者の居住支援の充実

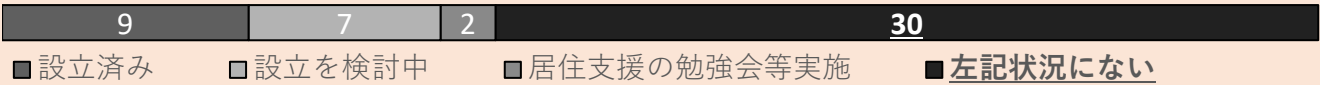
調査結果① 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村居住支援協議会の設立等）

背景・制度等

- 国土交通省は、「関係者が密接に連携するためのプラットフォーム」として、協議会※の活用を推進
※ 設立済みは、47都道府県、100市区町村（令和6年3月末時点）
- 住宅セーフティネット法の改正により、地方公共団体が単独又は共同して協議会を設立することが努力義務化

調査結果

- 調査対象48市のうち30市で協議会の設立について未検討など、**住宅部局と福祉部局の間で情報共有等の連携体制が確立されていない状況**



- 協議会に関して、以下の提示を求める意見あり
 - ✓ 市区町村協議会の**設立に関する具体的な手順**
 - ✓ **都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担**
- 協議会の設立に係る負担を過度に捉えるなどの市あり
 - ✓ 業務量が多く、**新たに会議体を立ち上げる**こと自体に**負担感**があるとの意見あり
 - ✓ 協議会の構成員として、**法令で求められる※以上の関係者を参画させる必要があると誤認**している市あり
 - ※ 市区町村、居住支援法人や不動産事業者等の民間賃貸住宅への入居の支援を行う者、社会福祉協議会等の福祉関係者
 - ✓ **住まいの問題も含む支援を行う既存の会議体※の活用を望む**意見あり
 - ※ 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議、社会福祉法に基づく重層的支援会議等

当省の意見

市区町村に対し、**下記の周知徹底を図ること**

- ① 協議会の**設立に必要な具体的な手順※**
- ② **都道府県協議会との役割分担※**

また、**下記を明確化し、提示すること**

- ③ これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた**既存の会議体**を活用して**市区町村協議会を設立・運営することが**できる旨及び**その際の留意点**

※ 従前の「居住支援協議会 設立・運営の手引き」の改訂に活用してもらうため、調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供した。当該結果も踏まえて改訂（令和7年3月19日）された手引には、手順や役割分担に係る説明が盛り込まれた

調査結果② 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村の居住支援の取組）

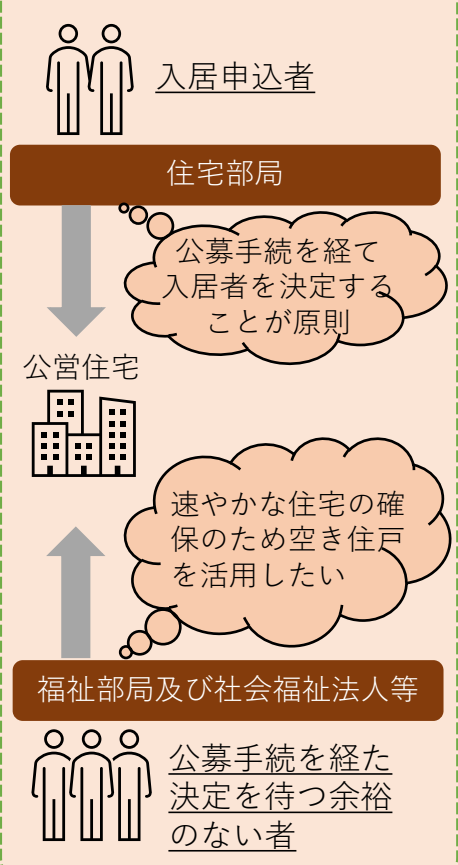
背景・制度等

- 国土交通省は、社会福祉法人等が行う住まいに困窮する者への支援のために公営住宅を使用させることが可能な場合の取扱い（公営住宅の目的外使用）を整理し、地方公共団体に通知
- 国土交通省及び厚生労働省は、住宅部局が福祉部局と情報共有し、公営住宅入居者のうち支援が必要と思われる者を支援につなぐことなど、両部局の連携の推進について、地方公共団体に通知

調査結果

- 居住支援における**住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なる事例が散見。適切な連携がなされず支援が遅れた**と考えられる事例あり
 - ✓ 住宅部局は**公営住宅により対応可能と認識**している一方、福祉部局は**公営住宅に加えて民間賃貸住宅の確保が必要と認識**している事例
 - ✓ 公営住宅の空き住戸の活用について、福祉部局が**公営住宅の目的外使用を要望**したが、例外措置であるなどと考える**住宅部局に断られた事例**
 - ✓ 認知機能の低下を示す言動がみられた単身高齢者に接する**住宅部局が、福祉部局へのつなぎを速やかに実施できなかった事例**
- 一方、生活困窮者等を把握した際の**福祉部局へのつなぎ方をルール化している市で、住宅部局が把握した情報を福祉部局に共有し、支援につなげた事例あり**
- 調査対象48市のうち、22市の住宅部局と26市の福祉部局は、居住支援に関して、**住宅部局及び福祉部局が担う範囲・役割に悩みながら対応**している状況

<両部局の認識が異なる例>



当省の意見

市区町村に対し、下記を提示すること

- ① 各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報（公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例
- ② ①の情報を活用して実施が期待される取組の例及びその取組が求められる具体的な状況や留意点

背景・制度等

- 都道府県は、居住支援法人の指定を受けようとする者から提出された申請書等を基に審査し指定を行う事務※を実施
 - ※ 当該事務は、これまで専ら住宅部局で行われていたが、住宅セーフティネット法改正法の施行後は、福祉部局においても住宅部局と連携して行うこととなる
- 居住支援法人※は、住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談対応等の業務を実施する者として、都道府県知事の指定を受けた法人
 - ※ 851法人（令和6年3月末時点）
- 国土交通省は、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、市区町村での居住支援活動を円滑にするため重要と説明

調査結果

- 調査対象48市のうち18市から、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績（11市）、得意分野（2市）、情報全般（6市）等の情報の提供を希望する意見※あり
 - ※ 提供を希望する情報が複数の区分に該当する市があるため、合計は18市とはならない

（単位：市）

希望する情報	業務内容・範囲、活動実績	得意分野	利用料金	体制	情報全般
該当市	11	2	1	1	6

- 調査対象15県の全てで、申請書等により、居住支援法人の業務内容、得意分野等の情報を把握可能。居住支援法人の情報を積極的に市区町村に提供している都道府県下の市区町村から当該情報は有益との意見あり
- 調査対象45居住支援法人のうち35法人から、指定を受ける際に都道府県に提出した情報が市区町村に提供されることに肯定的な意見あり。また、9法人から、市区町村の居住支援法人の活動等に対する理解不足により、市区町村との関係構築に苦慮しているとの意見あり

当省の意見

都道府県に対し、下記を市区町村に提供するよう促すこと

- 指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）